

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名			
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表「1」の合計)				1	円	超過税額控除割合 $\left((14) - \frac{10}{100} \right) \times 0.2$		15	円	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				2		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 $(13) \times (15)$		16		
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)「10」の合計)			3		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$		17	円	
	増加試験研究費の額 (1)－(3) ((1) ≤ (26) 又は (27)) の場合は 0)			4		当期税額控除可能額 (16) と (17) のうち少ない金額)		18		
	増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$			5		当期税額控除可能額 (10) の金額又は (18) の金額)		19	円	
	試験研究費の増加額に係る税額控除割合	(5) ≥ 30 % の場合		6		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の③」)		20		
		(5) < 30 % の場合 (5)		7		法人税額の特別控除額 (19)－(20)		21		
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4) × (6) 又は (7) ((4) ≤ (3) × $\frac{5}{100}$) の場合は 0)				8	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細				
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$				9		前 三 年 以 内 に 開 始 し た 連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 を 計 算 す る 場 合	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 (22)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (23) × (24)
当期税額控除可能額 (8) と (9) のうち少ない金額)				10			22	23	24	25
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)「5」の合計)				11			平 平	円	――	円
平均売上金額の10%相当額 $(11) \times \frac{10}{100}$				12			平 平	円	――	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(12)				13			平 平	円	――	円
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$				14			連 結 親 法 人 の 前 事 業 年 度 が な い 場 合 に は 連 結 親 法 人 の 前 事 業 年 度 の 月 数 調 整 後 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額	基準試験研究費の額 (25) の金額のうち最も多い金額)		
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除				15	基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)			27		

御注意 「比較試験研究費の合計額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合5」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額8」には、「(4)×(6)」として計算した金額を記載してください。

別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項《試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額¹⁹」は、措置法第68条の9第4項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(18)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(10)の金額又は」を消します。